

審議会等設置状況

（令和4年5月5日現在）

審議会等の名称	伊万里市公平委員会
設置の根拠	地方公務員法第7条第3項
設置の目的	中立的な立場で、市の職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため
設置年月日	昭和29年4月
委員数	3人
委員の任期	1期4年 力武委員 令和2年5月5日～令和6年5月4日 石本委員 令和3年5月5日～令和7年5月4日 原口委員 令和4年5月5日～令和8年5月4日
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	公平委員会事務局（電話番号0955-23-2380）

